

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4076

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 20 日	支出額	193,600 円
項目	事務所費	充当額	174,240 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	家賃・共益費・駐車場代		
備考	9 月分		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*** ****	
取扱店	お取引日	時刻	
48304	07-08-20	09:50	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥193,600	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		↓ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	
万円 千円 千円 千円		円	
お振込明細またはご案内			
電信			
お受取人	埼玉りそな銀行 狭山支店 普通 3518568 サヤマフトウサソ(カ様)		
ご依頼人	ヒカッシャマトオルセイムカットウツムシヨ様		
電話番号			
取扱番号	200006		
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			
印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済			

事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人 (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

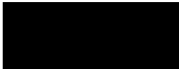
(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階			
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7			
	種 類	事務所			
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建			
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)			
	使用目的	事務所			
	物 件 の 所 有 者	(住所) 神奈川県横浜市中区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社		貸 主 (住所) 神奈川県横浜市中区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社	
(B) 賃貸借条件	賃 料	月額 金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税80,000円)	
	共 益 費	月額 金10,000円 (外消費税)	敷 金	金150,000円	
	更 新 料	新賃料の0.5ヶ月分	保 証 金		
	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)	償 却		
	敷金の返還時期	物件明渡し日より3ヶ月以内			
	火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)			
	その他使用料	無			
(C) 保証	契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで 5年間			
	引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日	
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の中入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する			
	賃料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座>			
		金 融 機 関		支 店 名	
		口 座 種 類		口 座 番 号	
	支払期限	名 義 人	フリガナ		
①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする					
(C) 保証	連 帯 保 証 人		家 賃 債 務 保 証 会 社		
	連帯保証人	極度額	家賃債務保証会社	社名	
特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するとおりとする。					

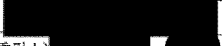
特約事項

- 1 乙が本物件を引渡時の現況から標記（A）の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 2 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等（以下「残置物」という）についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 3 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 2 月 28 日

貸 主・甲	借 主・乙
〒222-0037 横浜市港北区大倉山1丁目28番11-702号 聖和商行株式会社 代表取締役 北 野 敦 也	 東 山 徹
	連帯保証人・丙
印	 

媒介業者		
[取引態様] 「貸借」／媒介・代理・ [免許証番号] 埼玉県知事（12）第 8534 号 [免許年月日] 令和 4 年 5 月 17 日 [主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園 2-13 [商号又は名称] 狭山不動産株式会社 [代表者の氏名] 代表取締役	[取引態様] 「貸借」／媒介・代理・ [免許証番号] 埼玉県知事（6）第 19372 号 [免許年月日] 令和 3 年 7 月 13 日 [主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡 1-22 [商号又は名称] 株式会社ハウスネット [代表者の氏名] 代表取締役	[取引態様] 「貸借」／媒介・代理・ [免許証番号] [免許年月日] [主たる事務所] [商号又は名称] [代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号] 	[登録番号] 	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士)	(宅地建物取引士)	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 2-13 狭山不動産株式会社 電話 04 (2958) 0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 1-13 株式会社ハウスネット 電話 04 (2956) 5500	業務に従事する事務所所在地

【普通】建物賃貸借契約約款（事業用）

第1条（契約期間）

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

第2条（使用目的）

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のために使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条（賃料および共益費等の支払い）

- 乙は、(B)の賃料、床料費、駐車場賃料、その敷料金（以下、「賃料等」といいます。）を(A)に記載された甲が指定する支払方法（別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法）にて、支払期日までに支払います。
- 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、(B)に記載された賃料計算により算出します。
- 日割計算による賃料等の支払いについては、月額賃料等×入居日数÷(B)に記載された日割計算の日数＝日割金額により算出します。
- 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。

第4条（礼金・押礼金）

乙は、本契約の締結時までに(B)の礼金または押礼金（以下、「礼金等」といいます。）を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めすることはできないものとします。

第5条（敷金・保証金）

- 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに(B)の敷金または保証金（以下、「敷金等」といいます。）を甲に交付します。ただし、敷金等は利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に見合う敷金等を不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
- 甲は、乙が本敷金から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができるものとします。この場合、乙は甲より充分の通知を受けたときから7日以内に敷金等の不足額を甲に交付しなければならないものとします。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充て済を請求することができないものとします。
- 甲は、本物件の賃貸後、乙が差し入れた敷金等から来ない賃料等その他本契約に基く乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、その残額を返還するものとします。ただし、明渡し時の乙の修繕債務に相当する費用に相当する修繕が完了していない等、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、乙が負担します。なお、返還に要する費用（振込手数料等）は、乙が負担します。
- 乙は、差し入れた敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

第6条（駐車場等）

- 乙は、敷地内の駐車場等（バイク置場および自転車置場を含みます。以下同様です。）を使用する場合、(B)の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承認を得た車両のみを駐車します。
- 乙は、契約期間中に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承認を得なければならないものとします。
- 甲は、天災地変・火災・爆発・衝突・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合、一切その責を負いません。
- 乙は、放棄または過失により本物件の敷地または(1)駐車場等の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲またはその所有者に賠償します。
- 乙は、「保管庫使用承諾書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに応じるものとします。
- 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続きを行います。
- 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第7条（損害賠償等の加入義務）

- 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に遭い、自己の負担にて他人賠償責任保険および甲が指定する保険を備えた保険に加入します。
- 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

第8条（付帯設備）

- 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
- 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う経年劣化・キズ・汚れ等があることを予め了承します。

第9条（乙の管理注意義務）

- 乙は、善良なる管理者の注意義務（以下、「管理注意義務」といいます。）をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
- 乙は、本物件について定められた規則等がある場合、これを遵守します。
- 乙（店主等・実業主等の関係者を含む）が放棄・過失または管理注意義務に違反して、甲または第三者に損害をもたらしたときは、乙の責任において甲または当該の第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条（届出または通知事項）

- 乙は、本物件の引渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物または設備に存する汚損・破損等、甲の指定する方法にて報告するものとします。
- 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものとは推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いづれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
- 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出または通知します。
 - 本物件を1ヶ月以上の長期間にわたり使用しないとき
 - 乙の姓、所在地、代表者、事業目的、主要業主等の重要な事項または、表面【明渡し】に記述した連絡先に変更が生じたとき
 - 乙が合併・事業譲渡・会社分割等を行うとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第11条第2号の定めに従うものとします。

- 通常保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- 乙または丙について、死亡・後見開始・後見終了の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修繕・修繕を要するとき

第11条（禁止事項）

乙は、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記載された事業目的・用途を逸脱すること
- 甲の承諾なしに賃借権の譲渡、転貸または使用貸借等を行うこと
- 本物件および付帯設備に基づく一切の権利について、担保に供すること
- 本物件内に居住し、または第三者を居住または宿泊（仮宿）させること
- 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
- 甲の承諾なしに、本物件の増築、改築、修繕、修繕その他の工作物の取付、改築、工作を伴う修繕等により現状の変更をすること
- 本物件内に引火、爆発、爆発、爆発、爆発、爆発のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
- 甲の承諾なしに、火、爆発の動機（危険）であって明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのない動機を除く。）を持ち込み、または飼育すること
- 違法もしくは公序良俗に反する賭博・販売活動もしくは振り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
- 飲酒、刀剣類または爆発性、毒性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- 危険物、麻薬、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する特定薬物）等、興奮剤、幻覚剤、麻酔剤等の作用を人の精神に及ぼすおそれのある物を製造、販売、使用、所持すること
- 危険行為、賭博、暴行の発生その他の近隣の迷惑おそれ共同生活を営む行為や衛生害となる行為
- 本物件を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、団体、組織もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、これらを総して「反社会的勢力」といいます。）の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
- 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを通知させる名称、看板等を掲示すること
- 本物件に反社会的勢力を発生させ、または反社会的勢力を立ち入らせること
- 本物件および本物件の近隣において、犯罪、暴力団等の行為をなして、近隣者および他の入居者、管理者に不安感、被害等を生ずる行為をすること
- 別紙に定められた規則等がある場合、これに違反すること

第12条（修繕義務と費用負担範囲）

- 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修繕・修繕を行うものとし、ただし、乙の故意・過失、蓄意または過失等による、通常の使用方法を超えるような使用による損耗等、乙の責めにより必要となった修繕・修繕については、乙の費用負担とします。
- 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承認を得ることなく自ら費用負担において修繕を行うものとし、甲は、次の各号に定める修繕については、修繕を免除するものとします。
 - 物件の電気配線、配線、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
 - 電球、蛍光灯、電球等の消耗品の交換
 - 本物件内の乙所有の設備、設備に付する修繕
 - バス・トイレ・洗面台等の排水の詰まり、水漏れ、カビ等、その清掃・手入れを怠った結果生じた設備の修理・修繕、修繕（パッキン）の交換
 - (A)記載の鍵を紛失したときの交換および新設費用
 - その他、付帯設備等の軽微な修繕
- 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について同意し、協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の要請を拒否したことにより、乙に損害が生じたときは、甲はその責を負わないものとします。
- 乙は、本物件が修繕を要するときは、遅やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならないものとします。この通知を怠り、または遅延したことによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならないものとします。
- 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。ただし、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
- 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料金、汚物処理費用、町会費等の費用については、乙または入居者の負担とします。

第13条（修繕等）

- 乙は、本物件の修繕等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得るものとします。
 - 本物件の設備等を設置するとき
 - 電気、ガス、給排水等の設備の容量等に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設取付または変更するとき
- 乙は、前項の規定に従い修繕等を放置した場合、当該修繕等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

第14条（賃料等の改定）

- 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
- 甲または乙は、公租公課、物価の変動等により、(B)の賃料等が不当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求することができます。

第15条（一部滅失等による賃料の減額等）

- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができます。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとします。

天災、地産、その他甲の責めに帰すことのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都計市町等により本物件が収用、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。また、それによって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとします。

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は(ⅱ)の更新料、更新事務手数料を支払い、貸渡期間満了日の翌日から同一条件で更新し以後も同様とします。
2. 本契約が更新(前項の更新および借地借家法の法定更新を含みます。)された場合、乙は、本契約が更新される日より、甲に対し更新料として、(ⅱ)の更新料を支払います。

- 甲、乙が賃料等の支払を怠ったときは、賃料の期間を停止して催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができる。
- 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつその旨の催告を拒絶されたときは、本契約を解除することができる。
- (1) 原簿記載の住所に実効居所のない虚偽記載その他不正な方法により本契約を締結したとき
- (2) 賃料等の支払を怠り、および上条の1項の手続きを怠るとき
- (3) 賃料等の支払を怠り、または形勢、小遣手続の不備状況を受けたとき
- (4) 乙について、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続に際してに際する法的手続の申し立てがあったとき
- (5) 乙が、前条の各号の公衆面前、親戚等その他の第三者の傍聴なく行う行為、または、

(3) 戻したとき

① 第1項において船積第2号については、丙その他の債権者から甲に対して賃料等の支払いが定められていても、乙はこれを理由に解除の必要性を争うことができます。甲は相手方が定めた通りに本契約を解除することになります。

② 甲または乙の一方についても要するもののいずれかに該当した場合には、その相手方は例外的に解除することができます。直ちに本契約を解除することができます。

③ 本契約第2条の他の説明欄に関する事実が判明したこと

④ 本契約締結後、自らまたは役員(業務執行役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)が反社会的行為に該当したこと

⑤ 本物件またはその周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐嚇、器物損壊、監禁等の犯罪行為を行ったとき

⑥ 甲は、当該金庫の号数のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずに、直ちに本契約を解除することができます。

⑦ 第1条第9号から第11号までに掲げる行為を行ったとき

⑧ 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行ったとき

⑨ 甲に対する差別的な言動による要求行為

⑩ 甲に対する法的な責任を負えない不当な要求行為

⑪ 甲に対し脅迫的な言動をしたことまたは暴力を用いた行為

⑫ 前項を装飾し、虚構または威力を用いて甲の借付を強要し、または甲の事業を妨害する行為

⑬ その他①～⑭に準ずる行為

1. 乙は、本契約が締結する旨の通知、または本契約期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知、【契約】 【乙】に致すことができる旨の事項を定め、甲に対して書面にて申し入れる。この場合、甲、申入れにより予告した契約日または本契約期間満了日をもって、本契約を終了したとみなす。前項の規定にかかわらず、乙が予告した契約日または本契約期間満了日の経過後に本契約を任意で再行決定したときは、本契約はその日から改めて終了したとする。この場合、乙は完済した日の翌日から、甲入れによる終了した契約日または本契約期間満了日までの金銭的損害額、に支払責任を負う。

第11条 解約または期間満了による終了の申入れを、【契約】 【乙】に致せる予告期（以下「予告期」という。）を定め、乙は【契約】 【乙】の資料情報等を支払うことにより、直ちに本契約を解約または終了することができるが、

甲が甲に対して、解約の甲申入れを、乙が承諾した場合は、甲入れの日から3ヶ月の経過をもって本契約を終了する。ただし、甲からの甲申入れ後3ヶ月経過後に、乙が甲に対して、本契約を任意で再行決定したときは、その日から改めて、本契約を終了するものとみなす。

第2条 (特約) (特約は、特約書に記載する事項に準ずるものとする。)

1 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を引渡す。

2 乙は、本物件の引渡しに際して、次の各号に定める事項を行なう。

(1) 本物件の内部に入居した際の、各号の物品の取去、敷金した際の、動植物等の撤去

(2) 本物件を貸した国庫および本物件が引渡されたときの汚損、または修繕箇所の修繕

3 本物件内または其利用部分の清掃およびゴミ、汚染等の処理

(4) 乙が管理した公共料金等の滞り費用の清算

《備註》 互に記載された条約と、

(5) 本物件の引渡しに必要となる書類

(6) その他明示または必要と認められる事項

[illegible]

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめこの承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、の場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、潮水、ガス漏れ、被爆等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができ、その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

1. 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務についてこの通知書に基づきその履行の責を負うこととし、本契約が法定时效、令更新更新（令更新を含む。）により更新された場合も、引継承を遺言保証人としてその責を負うものとします。ただし、丙が更新の場合、その負担は（第6項）に記載の債務額を限度とします。
2. 丙は、乙が本契約第10条の届出事項に通知がない場合、乙に代って届出事項は通知を行います。
3. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全な所有権と本契約に基づく一切の債務の消滅されたものとその責を負うことができません。
4. 丙が死亡したとき、被遺言保証人の地位を受けたとき、その他甲の認める遺言保証人としてその責を負うこととなります。乙は、丙に対し、新たな遺言保証人の指定もしくは引継承をすることがあります。この場合、乙は直ちにその承認する遺言保証人を確定し、甲との間で遺言保証契約を締結せざるものとします。
5. 乙が遺言保証人を選定できなかったとき、または甲の承認を得ることができなかったとき、甲は本契約を解除できるものとします。
6. 丙は、本契約期間中、甲乙の合意により本契約の存続に変更が生じた場合、丙に対して通知を行います。
7. 丙が甲に対し、金銭証明書を提示して、資料その他本契約に基づいて乙が負担する債務について不利益の有無を乙の承認し、その承認の提供を求めたときは、甲は、甲の指示する方法により、当該情報を提供するものと、乙はこれに同意を述べないものとします。
8. 乙は、甲の承認を得て、遺言保証人からみて、家賃債務保証業者と保証契約の締結することとなります。

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件とし、本契約の履行の停止に
して合意する。但し、前号のいずれかに該当する事由の発生に際しては前号の制限を両に無視し、
乙が前号の発生後3ヶ月以内に、または度々債務を履行し、甲が相当期間
定めな催告をしたにもかかわらず履行しなかつたとき、
(2) 乙が甲への届出をせずして前号に規定のとおり、3ヶ月以上経過したとき
(3) 乙が死亡または前号の事由による事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 乙は、本契約が存続する限り、前項の停止条件のいずれかに該当することを要せず。

第2条第7項に基づき、【選定】日に記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、早および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取るものとする。

1. 乙は、本契約から生じる金銭債務（資料等）の支払ひを遅延したと認め、甲に対し、
 1.4%の割合により年延滞損害金を支払ふものとします。ただし、則ち遅滞する
 原因が純然たるは支払ひ金銭的義務に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによ
 るものとします。

2. 乙は、本契約から生じる金銭債務（資料等）の支払ひを遅延したと認め、甲は
 甲が指定した者に電話、メール、文書または訪問等により催告を受けた場合に
 督促1回につき手数料として金3,000円（別添清算役等）を支払ふものとす

1. 甲若乙は、それぞれ相手の方向に対し、次の番号につき、表明し承諾するものとす。

(1) 自ら反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属しないこと

(2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力に自らの名義を利用して、本契約を締結するものでないこと

(4) 自らまたは第三者を利用して相手方の行為を妨げないこと

(5) 自らまたは第三者による不当的な行為または妨害行為を用いること

(6) 偽りまたは虚偽を用いて相手の業態を詐し、または信用を毀損する行為

1. 甲および乙は、本契約により知り得る相手方の顧客事項を正当な理由なく漏らし、または適用してはならないものとします。

2. 甲および乙は、顧客情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人データの適切な保護と取扱いを怠る行為をしないものとします。

3. 甲および乙は、顧客情報の取扱いに際して、相手方本人の同意を得ることなく利用することには必要最小限の範囲をを超えて個人情報を取り扱ひ、または個人データを第三者に提供してはならないものとします。ただし、次に掲げる場合にはこの限りであり甲または乙は、これを必要としないものとします。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆の利益のために児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の防衛上、または地方公共団体による委託を受けた当該自治体等の事務の遂行に必要と認めるとき

(5) 国の防衛上、または地方公共団体による委託を受けた当該自治体等の事務の遂行に必要と認めるとき

(6) 顧客情報の取扱いに同意を及ぼすものであるが、本人の同意を得ることなく

【**標記**】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等について法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に調整するものとします。

事件に於ては、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続をせしめようとするときは、
 原告の所在地を管轄する裁判所や第一審の専断的合意管轄裁判所とする。

本規約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙、
各々の信義を重じ誠意をもって協議解決します。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狭山市富士見1丁目14番11号 名称（北野第2ビル駐車場）内 XXXXXXXXXX
車種及びナンバー及び色	
賃料総額	ヶ月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 ー 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 ー 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和 6年 4月 1日より令和 11年 2月 末日迄
向う 5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）
万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文) に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。
①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。
②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。
③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。
④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。
⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第 9 条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1 ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第 11 条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第 12 条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌月末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第 1 条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より 1 カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の 0.5 カ月相当額 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第 2 ビル 3 階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000 円 (消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000 円 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方共記名捺印して各 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 14 日

〒222-0037	
住 所	横浜市港北区大倉山 1-28-11-702 号
貸 主 (甲)	
氏 名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
借 主 (乙)	
フリガナ	
氏 名	東山 徹
自宅 TEL ()	勤務先 TEL ()

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 2 番 13 号

商 号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 1 番

商 号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井靖

TEL 04-2956-5500

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4077

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 20 日	支出額	220,000 円
項目	事務所費	充当額	198,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃 8 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

貸主 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「甲」という)と借主 森 伊次郎

(注) 「下(乙)」というは、事業用住宅賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付する「事業用住宅賃貸借契約の条」に基づいて、この条件で締結し、また甲と借主係人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「丙」という)は、同契約の条のおおむねの条項について合意取決めを確認した。

[illegible][illegible]

本契約の締結を促す為本書面を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自1通を保有する。

2 1945年9月26日

住所		〒589-0111 埼玉県蓮田市新保6-8-4
電話番号		
氏名		新伊久磨
この産地保証人・買主	〒 (住所) (氏名) (ごとの関係) (電話番号) (勤務先) (担務職)	〒 (住所) (氏名) (ごとの関係) (電話番号) (勤務先) (担務職)
保証施設		
(緊急時の連絡先)	〒 (氏名) (電話番号)	(ごとの関係)
貸方調査書		
免許番号 主たる事務所 所在地 日信土地株式会社	埼玉県和光市(15)第2401号	免許番号 主たる事務所 所在地
代表者 田村 謙人		代表者
宅地建物取引士		宅地建物取引士
登録番号 氏名 事務所名 所在地 電話	埼玉県和光市(15)第2401号 日信土地株式会社 埼玉県和光市本町3-8	登録番号 氏名 事務所名 所在地 電話

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4078

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 20 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 2 台目 8 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由

駐車場賃借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目5番地
車種及びナンバー	京 [redacted] 号
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也

- 貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上契約を締結する。
- 第1条 賃借期間は [redacted] 年10月10日 [redacted] 年10月9日までとする。賃借期間満了の期に必要あれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに契約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込をしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

- 第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

[redacted] 年10月10日

貸主(甲) 住所 [redacted]
氏名 [redacted]
印 [redacted]

借主(乙) 住所 蓮田市東6-8-4
氏名 森伸久
印 [redacted]

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4079

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 20 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 1 台目 8 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由

駐車場賃貸借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目3番地 第 [] 号
車種及びナンバー	[]
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也

- 貸主(甲)と借主(乙)は、前記条項を双方承諾の上、
- 第1条 賃貸借契約は、[]年6月6日より[]年6月5日まで/ヶ月とする。賃し期間満了の場合、延長のれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 木 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借車の毀損及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和 []年6月6日

貸主(甲) 住所 []
氏名 []
印 []

借主(乙) 住所 蓮田市東6-8-4
氏名 長伊久磨
印 []

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4080

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 20 日	支出額	121,000 円
項目	事務所費	充当額	108,900 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料 9 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

更新

賃貸借契約書

(物件名称)

川口本町リハイム 102号室

(契約期間)

令和5年11月4日 ～ 令和8年11月3日

(貸主名称)



様

(借主名称)

永瀬 秀樹

様



有限会社アーヴァンクリエイト
埼玉県川口市本町4-5-32フジタ川口マンション103号
Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間で表記の賃貸借に関し、本目下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58 平方メートル (11.67 坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和5年11月4日より令和8年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の一个月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

令和 5 年 7 月 3 日

貸主

氏名

住所

電話

借主

氏名

住所

電話

連帯保証人氏名

住所

電話

仲介業者

住所

代表者

電話

免許

取引士

有限会社 アーヴァンクリエ

〒332-0012 埼玉県川口市本

フジタ川

03号

代表取締役 和久井 誠

048-227-0008

埼玉県知事(3)第22120号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4081

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 20 日	支出額	22,000 円
項目	事務所費	充当額	19,800 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代 9 月分		
備考			

支払証明書あり

理由



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

自動車保管場所賃貸借契約書（月極め）

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 [REDACTED]
ナンバー [REDACTED]

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円（税込）とし、毎月末日までに
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。（本体価格：月額20,000円）
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。



- 2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 3、乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- 4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙 住所 埼玉県川口市本町1-6-10
氏名 永瀬 倉樹
電話 (048) 223-6050

勤務先

所在地

会社名

電話

その他緊急連絡先

2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変更となります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容		新 契 約 内 容	
旧契約期間	2024年5月1日 から 2025年4月30日 まで	新契約期間	2025年5月1日 から 2026年4月30日 まで
月 額	22,000 円	月 額	22,000 円
内訳 家賃	20,000 円	内訳 家賃	20,000 円
消費税	2,000 円	共益費	2,000 円
合計	22,000 円	合計	22,000 円

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2025 年 5 月 12 日

貸 主	住 所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)
	氏 名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明
借 主	住 所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏 名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
緊急連絡先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルオ 国土交通大臣 (4)	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4082

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 20 日	支出額	9,179 円
項目	事務所費	充当額	7,343 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	駐車場利用料 9 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

契約番号

Park Direct 利用管理契約書

乙および丙は、Park Direct 利用管理契約条項に同意し、下記内容の駐車場および管理について Park Direct 利用管理契約を締結する。

賃借人（乙）について

氏名	保谷 武
住所	
電話番号	

Park Direct 運営事業者（丙）について

名称	株式会社ニーリー
住所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 7F

駐車場利用について

名称	矢作駐車場		
所在地			
指定区画		利用期間	2025/02/01～2026/01/31
車種	ジムニー	ナンバー	-
月額使用料※1	9,179円 (税込)		
更新情報	1年更新	更新費用※2	9,179円 (税込)

※1 月額使用料は、毎月お支払いいただく駐車場使用料の総額です。
※2 更新費用は、更新情報に記載の更新時に別途お支払いいただく費用の総額です。

Park Direct利用管理について

契約期間		賃貸借契約の始期から解約日まで	
月額管理料※1	679円 (税込)	管理更新料※2	679円 (税込)

※1 月額使用料に含まれます。
※2 更新費用に含まれます。

契約に関する備考

-

Park Direct利用管理契約条項

乙及び丙は、以下のとおり、Park Direct利用管理契約（以下、「本利用管理契約」）を締結する。

第1条（Park Direct利用管理契約）

1. 乙及び丙は、乙を賃借人、丙を駐車場の利用管理事業者（駐車場の賃貸人（以下、「甲」）又は甲の代理（又は管理会社）より委託を受け、乙が利用する駐車場の管理業務の一部を行う者）として、本利用管理契約を締結する。
2. 乙は、本利用管理契約と併せて、本件に伴い甲と締結する駐車場の賃貸借契約書（以下、「本件賃貸借契約」）記載の内容に合意し、遵守するものとする。
3. 乙は、表記の駐車場（以下、「本駐車場」）の契約時請求費用、月額使用料、更新手数料その他本件賃貸借契約に関連して生じる費用・違約金など（以下「賃貸借関連費用等」）の支払い、契約中の各種手続き、問い合わせ等は丙に行うものとし、丙は迅速に対応する。
4. 本件賃貸借契約の条項と本利用管理契約の条項との間に齟齬が生じた場合は、本利用管理契約の定めを優先するものとする。

第2条（契約期間）

1. 本利用管理契約の契約期間は、本利用管理契約締結日から、本件賃貸借契約の終了日（解除・解約による場合も含む。）までとする。但し、甲または甲の代理（または管理会社）から丙に対する本駐車場の管理業務の委託が終了した場合、本利用管理契約は終了する。
2. 前項の契約期間にかかわらず、契約期間満了後も本利用管理契約から生じた債務がある場合は、引き続き乙は本利用管理契約上の債務を負う。

第3条（利用管理料）

1. 乙は、本件賃貸借契約締結時に表記の初回管理料を表記の契約時請求費用に含める形で、次条で規定する支払方法で丙に支払うものとする。
2. 乙は、前項初回管理料の他、表記の月額管理料を表記の月額使用料に含める形で第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。なお、月額管理料においては、日割り精算はしないものとする。
3. 乙は、第一項、第二項の他、表記の管理更新費用を第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。
4. 前各項に定める管理料及び管理更新費用については、その支払後に本利用管理契約の解除又は解約等を含むいかなる事情があった場合でも、返還されないものとする。
5. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以降の支払いについても新消費税率で計算された消費税額にて支払うことを予め承諾する。

第4条（支払方法について）

1. 乙は、賃貸借関連費用等を丙が定めた支払方法に従い、以下の期限までに丙に支払うものとする。
 - (1) 「契約時請求費用」：契約締結日又は賃貸借期間始期の前日まで
 - (2) 「月額使用料」：決済手段に依る
 - クレジットカード：翌月分を毎月20日
 - 銀行振込：翌月分を毎月20日まで
 - 口座振替：翌月分を毎月27日
 - (3) 「更新手数料」：更新確定日に通知される支払日
 - (4) 「保管場所使用承諾証明書発行手数料等」：申請日当日～3営業日以内

- (5) その他の費用・違約金等：丙が別途定める期限まで
2. 第一項の支払手段が銀行振込の場合、振込手数料は乙が負担するものとする。
 3. 第一項の支払手段が口座引落の場合、別途指定の引き落とし手数料を乙が負担するものとする。
 4. 丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）から付与された代理受領権限に基づき乙から費用の支払いを受けるとし、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して負担する本件賃貸借契約に基づく賃貸借関連費用等の支払債務は、丙の定める方法により乙から丙に支払われた時点で履行が完了したものである。
 5. 乙が、賃貸借関連費用等の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として丙に支払うものとする。また、支払期日経過後の支払いに伴う必要な手数料は、乙が負担するものとする。
 6. 乙が本利用管理契約から生じる金銭債務（月額使用料等）の支払いを遅延した後にその支払いをした場合は、丙は月額使用料より優先して充当するものとし、その後の充当額の順位については丙にて決定するものとする。
 7. 乙は、丙又は丙が別途定める保証委託契約書記載の保証会社（以下、「保証会社」）に対して、本件賃貸借契約に関連して保証を委託する。乙が本件賃貸借契約に定める賃料、更新手数料その他の費用（契約終了時における明渡しの遅滞に起因する損害金を含む。）を支払わない場合、丙が別途定める「クライアント向け利用規約」に従って、丙又は保証会社が当該未払金の立替払いを行う場合がある。この場合、丙又は保証会社は、当該立替金について乙に対して求償権を有し、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して本件賃貸借契約に基づく乙の債務を担保する目的で差し入れている敷金・保証金等があれば、丙又は保証会社の当該立替金請求権に当該敷金・保証金等が充当されることについて予め乙は承諾する。
 8. 乙の都合による解除・解約に伴い、又はその他乙に起因する事情により、丙から乙に賃貸借関連費用等の返金が生じる場合、返金のための手数料は乙負担とする。

第5条（各種手続き及び問合せ）

乙は、本駐車場の利用に伴う各種手続き（個人情報の変更、支払方法の変更、車両変更、保管場所用承諾証明書の発行、解約申請など）や問合せは、Park DirectのWebページ又はPark Directお客様サポートセンターにおいて所定の方法で行うものとする。

第6条（利用管理対象について）

丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）と締結するPark Direct利用申込書に基づき、甲又は甲の代理（又は管理会社）から委託を受けた管理業務を行うものとする。

第7条（乙の通知義務）

1. 乙は、本駐車場を1ヶ月以上不在にする場合は、丙に対して、不在期間中の連絡先電話番号、連絡先住所等を事前に通知しなければならない。また、乙は、本件賃貸借契約を解約する意思のある場合は、本件賃貸借契約の規定に定める期日までに丙にその旨を通知しなければならない。
2. 乙は、丙に対して、本件賃貸借契約にかかる申告内容に関し、次の各号に規定する通知義務を負う。
 - (1) 乙は、乙及び緊急連絡先各自の住所・電話番号(携帯電話番号を含む。)・メールアドレス等、又は勤務先の名称・住所・電話番号の変更があった場合、直ちにその旨、並びに当該変更後の名称及び住所・電話番号・メールアドレス等を通知しなければならない。
 - (2) 乙は、乙の緊急連絡先への連絡が不可能又は困難となる場合、これに代わる丙の承認する新たな緊急連絡先を通知しなければならない。
 - (3) 乙が前二項の通知を怠った為に、丙又は丙の提携先からの通知が到達しなかったときは、通常当該通知が到達すべき時期に到達したものとみなす。

- (4) 乙は、月額使用料等の支払いを拒絶する正当な理由があると考えるときは、当該月額使用料等の支払期日の14日以上前に、その旨を丙に対し、書面又は電子メールにより通知しなくてはならない。

第8条（本駐車場利用に伴う取り決め）

本駐車場の利用に関する内容は、甲乙間で締結した本件賃貸借契約の条項に従うものとする。

第9条（放置車両等対応）

1. 理由の如何にかかわらず本件賃貸借契約が終了した後、乙又は本駐車場利用者が乙の契約区画内から車両その他の動産・残置物の移動を行わない場合、放置車両等(車両その他の動産・残置物を対象とする。以下同じ。)とみなし、丙は、次項に定める対応を行うものとする。乙は当該対応を丙が行うことについて予め同意する。
2. 前項に定める丙が行う対応は以下のものとする。
 - (1) 放置車両等に関する調査（車内調査を含む）
 - (2) 放置車両等の移動及び一時保管
 - (3) 上記各号に付帯する業務
3. 丙は乙に通知する方法又は本駐車場内に掲示する方法によって、放置車両等を移動することを乙又は車両の所有者若しくは使用者に要請できるものとする。
4. 乙は、放置車両等によって甲若しくは甲の代理又は丙に生じた一切の損害・費用（逸失利益及び弁護士費用等の対応費用を含むが、これに限られない。）について賠償の責任を負う。

第10条（免責要件）

1. 乙が保有する情報の損失、遅延、誤送、又は第三者による情報の改竄等により発生した損害、乙が本サービスを利用し、又は利用できないことによって被った損害（ソフトウェア、ハードウェア上の事故、コンピュータウイルスによる汚染、データの滅失・毀損等の一切の損害・不利益等）について、丙は丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、それに対する一切の責任を負わない。
2. 乙からの問合せ等がインターネット上の不具合・事故等により丙に着信しなかった場合、丙はそれに対する一切の責任を負わない。
3. 本サービスの利用に起因する乙と第三者間の一切の紛争については、乙の責任において処理及び解決するものとし、丙はかかる紛争について何ら責任を負わない。
4. 丙は本件賃貸借契約の当事者となるものではなく、本件賃貸借契約に関する甲又は甲の代理（又は管理会社）及び他の駐車場利用者、他のユーザーその他の第三者とのトラブルについては一切の責任を負わない。
5. 本駐車場内外において、乙又は乙の同伴する者に、事故・怪我・盗難その他丙の責に帰すべきからざる事由により損害が生じた場合でも、丙は一切責任を負わない。
6. その他、本サービスを利用したことにより乙が損害を被った場合であっても、丙は一切責任を負わない。
7. 前各項の規定は、本利用管理契約に消費者契約法の適用がある場合はこの限りでない。消費者契約法の適用その他の理由により、丙が乙に対して損害賠償責任を負う場合において、丙の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月の期間に乙から現実に受領した月額管理料の総額を上限とする。

第11条（反社会的勢力との関係の禁止）

1. 乙又は丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙又は丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 乙又は丙は、前二項の表明に反している可能性が合理的に疑われる場合で、相手方が調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
 4. 乙又は丙は、第一項及び第二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは第一項各号及び第二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本利用管理契約に関連する一切の契約を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとする。なお、この場合、相手方は、期限の利益を喪失し、直ちに乙又は丙に対する債務の弁済を行うものとする。

第12条（個人情報の取り扱いについて）

本サイトにおける個人情報の取り扱いについては、別途定めるプライバシーポリシーによるものとし、乙はこれに同意する。プライバシーポリシーの内容は、以下のリンクのとおりとする。

https://www.park-direct.jp/privacy_policy

第13条（協議事項）

乙及び丙は、本利用管理契約に定めのない事項及び本利用管理契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決する。

第14条（準拠法と管轄裁判所について）

本利用管理契約の準拠法は日本法とし、本利用管理契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4136

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 22 日	支出額	80,440 円
項目	事務所費	充当額	40,220 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	事務所賃貸料（本町事務所）		
備考			

賃貸借契約書(事業用建物普通賃貸借)【更新】

【印面】

(1)賃貸借の目的物

名称	海濱ビル附設事務所				
所在地	〒239-0637 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5-12				
用途	事務所(一部)				
戸数	1戸	階数	地上 3 階	地下 0 階	工事完了年 23.75
延床面積	180.00㎡				

(2)事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長小島信明事務所

(3)契約期間

始期	2025年05月01日	2年0月0日
終期	2027年04月30日	

(4)賃料・管理費・共益費・その他費用及び支払方法

賃料	月額	200,000円	支払期日	毎月1日
管理費	月額	0円	支払期日	毎月1日
共益費	月額	0円	支払期日	毎月1日
その他費用	月額	0円	支払期日	毎月1日
支払方法	前払金(前払) 80,000円 支払 1ヶ月毎 延滞料率年率5% 44,000円			

(5)貸主及び管理事務所

貸主	住所	〒339-0057 埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1	TEL	048-758-0538
管理事務所	住所	埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1	TEL	048-758-0538

(6)借主

氏名	小島 信明	TEL	048-758-1024
住所	埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5-12		

(7)連帯保証人及び保証書

連帯保証人及び保証書	氏名	小島 信明	TEL	048-757-4664
保証書	住所	埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目5-12		

(8)特約事項

- 更新料は借主は、更新料率手数料として前賃の0.5%を分回しで前賃から控除した額を貸主へ支払うこと。
- 契約終了の際には借主は必ず前金に相当する現金及び現金等を全て返却し、前金に相当する現金を貸主へ返却するものとする。
- 借主が使用目的を失った場合、借主は、前金に相当する現金を貸主へ返却し、前金に相当する現金を貸主へ返却するものとする。
- 前項の場合に前金に相当する現金を貸主へ返却しない場合は、前金に相当する現金を貸主へ返却するものとする。

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について上記の通り賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月2日

貸主(甲) 代理 有限会社 宝来屋不動産商会

氏名

住所

借主(乙)

氏名

住所

緊急連絡先

(担当者)

氏名

TEL

連帯保証人(丙)

氏名

住所

TEL

【媒介業者】

【登録番号】埼玉県知事 (14) 第 0003333 号

【事務所所在地】埼玉県さいたま市岩槻区本町5丁目1-1

【商号】(有)宝来屋不動産商会 本社

【代表者】関根 千恵

【登録番号】

【氏名】

【更新担当者】

【氏名】

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4137

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 22 日	支出額	6,500 円
項目	事務所費	充当額	3,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（本町事務所）		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4137

(2/2)

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

年 8 月 22 日

★ 6500 円

印 197 9 月

上記正に領収いたしました

内 訳

税 務 金 額

消費税 額 (5%)

〒 _____

駐車場貸借契約書

貸借人 〇〇〇〇 と、貸借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所 在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区 画 貸借人名札 設備区画 区画1台

第1条（駐車場の用途）

貸借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー：ダイハツ 車種：ハイエースカー1 ナンバー：〇〇〇〇〇〇〇〇
(H)

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金6,500円也とし、貸借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

- 1.契約期間は、令和7年4月1日から1年間とする。
- 2.契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の変更）

- 1.貸借人または貸借人が本契約の変更を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責任）

貸借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、貸借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（先荷）

貸借人は、駐車場にある貸借人の自動車について、貸借人の責めに帰すべき事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了後は、直ちに貸借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、貸借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、貸借人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

貸借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、貸借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2ヵ月分以上怠ったとき
- ② 貸借人の承諾なく賃借物の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 貸借人と貸借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、貸借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（留置権）

貸借人及び貸借人は、本契約の解除につき延滞が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月24日

貸借人：住所
氏名

貸借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区本町301
氏名 小島信昭